

(平成25年2月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

## 佐賀厚生年金 事案 1264

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年4月30日の標準賞与額に係る記録を、5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

A社から平成15年4月30日に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が確認できない。所持する預金通帳には申立期間の賞与が会社から振り込まれており、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間に係る賞与の振込金額が確認できる預金通帳及びB健康保険組合が保管するA社に係る申立人の記録から、申立人は、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 佐賀厚生年金 事案 1265

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和49年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月21日から同年7月1日まで  
昭和48年8月1日にA社に入社し、49年10月22日に退職するまで継続して勤務した。入社当初からB営業所に勤務し、仕事内容も勤務形態も変わっていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B営業所における複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に申立期間において厚生年金保険被保険者記録に欠落が確認できた同僚の一人が所持する給与明細書によると、昭和49年3月分から同年6月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる上、上記の同僚は、「同僚の保険料が控除されていないはずはない。自分だけ控除される理由が無い。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和49年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万4,000円とす

ることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社B営業所は、申立期間は適用事業所としての記録が確認できないが、当該事業所は物の販売及び修理等の事業を行う個人事業所であり、昭和49年5月に法人事業所となった以前からも5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において適用対象事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行ってなかったと認められることから、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 佐賀厚生年金 事案 1266

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和49年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月21日から同年7月1日まで  
昭和48年4月21日にA社に入社し、50年7月29日に退職するまで継続して勤務した。入社当初からB営業所に勤務し、仕事内容も勤務形態も変わっていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B営業所における複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に申立期間において厚生年金保険被保険者記録に欠落が確認できた同僚の一人が所持する給与明細書によると、昭和49年3月分から同年6月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる上、上記の同僚は、「同僚の保険料が控除されていないはずはない。自分だけ控除される理由が無い。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和49年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社B営業所は、申立期間は適用事業所

としての記録が確認できないが、当該事業所は物の販売及び修理等の事業を行う個人事業所であり、昭和 49 年 5 月に法人事業所となった以前からも 5 人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において適用対象事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行ってなかったと認められることから、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 佐賀厚生年金 事案 1267

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和49年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月21日から同年7月1日まで  
昭和48年9月1日にA社に入社し、51年1月3日に退職するまで継続して勤務した。入社当初からB営業所に勤務し、仕事内容も勤務形態も変わっていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B営業所における複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に申立期間において厚生年金保険被保険者記録に欠落が確認できた同僚の一人が所持する給与明細書によると、昭和49年3月分から同年6月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる上、上記の同僚は、「同僚の保険料が控除されていないはずはない。自分だけ控除される理由が無い。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和49年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社B営業所は、申立期間は適用事業所

としての記録が確認できないが、当該事業所は物の販売及び修理等の事業を行う個人事業所であり、昭和 49 年 5 月に法人事業所となった以前からも 5 人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において適用対象事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行ってなかったと認められることから、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 佐賀厚生年金 事案 1268

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月31日から同年2月1日まで

昭和37年3月にA社（B社への名称変更を経て、現在はC社）に入社し、平成18年8月まで同社及び同社D工場（A社E事業部への名称変更を経て、現在はC社F事業場）に勤務した。

退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社からの回答、申立人の雇用保険被保険者記録及びG健康保険組合の組合員記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和47年2月1日にA社から同社D工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 佐賀厚生年金 事案 1269

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年1月29日は5万円、同年12月20日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年1月29日  
② 平成19年12月20日

国（厚生労働省）の記録には、A事業所に勤務中の申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。所持している賞与支払明細書には、厚生年金保険料が控除された記録があるので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支払明細書から、申立人は、平成19年1月29日は5万円、同年12月20日は20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡し、事業所は廃止されているため確認することができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が賞与支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 佐賀厚生年金 事案 1270

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和39年3月16日、資格喪失日は40年2月25日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万2,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年4月から40年8月まで  
(A事業所)  
② 昭和40年10月から42年10月まで  
(B事業所)

昭和39年4月からC市に所在するA事業所に勤務した。40年8月頃に同事業所において、指を機械で負傷して労災の適用を受けた。また、40年10月から42年10月までは、D市に所在するB事業所に勤務し、商品の訪問販売に従事した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA事業所に勤務したと申し立てているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同名で姓と生年月日の一部が相違している厚生年金保険被保険者氏名「○△ □□」(資格取得日は昭和39年3月16日、資格喪失日は40年2月25日)の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、申立事業所がC市に所在すること及び同僚二人を記憶しているところ、オンライン記録によると、A社の所在地はC市となっている上、同社に係る前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる当該同僚二人は、○△□□氏が同社に勤務していたことを記憶しており、そのうちの一人は、○△□□氏を○という姓で呼んでいたと思う旨供述している。

さらに、申立人の弟のオンライン記録によると、平成18年3月22日及び23年3月7日において、厚生年金保険の未統合記録3件に係る記録について、当初、姓が○△と記録されていたものが○に訂正され、申立人の弟の基礎年金番号に統合されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人と前述の申立人と同名で姓と生年月日の一部が相違している○△□□氏が同一人物であることが推認でき、前述の被保険者名簿の記録は、申立人のものであり、事業主は、申立人が昭和39年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40年2月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間における標準報酬月額については、前述の被保険者名簿に記載されている未統合の申立人のものと認められる記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和40年2月25日から同年8月までの期間の厚生年金保険料控除については、A社は平成15年12月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、賃金台帳等の資料が無く、申立人も当時の給与明細書等を所持していないため確認することができない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を申立事業所の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、当該期間において、D市に所在するB事業所に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、事業所の所在地がD市で、事業所名称に「B」の名称が含まれる厚生年金保険の適用事業所を確認することはできない。

また、申立人は、B事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、唯一事務担当者を記憶しているものの、姓のみの記憶であるため当該事務担当者を特定することができず、申立人の申立期間における同事業所での勤務状況及び厚生年金保険料控除に係る事情について供述を得ることができない。

さらに、申立人は、B事業所が法人事業所であったかもしれないと供述しているため、E法務局に照会を行ったが、該当する事業所は確認できなかった。

加えて、F社の人事担当者は、当社の記録ではD市に支店は存在せず、当該事業所は特約店であったかもしれないが、特約店の従業員の人事について、当社では社会保険加入の有無を含め把握していない旨説明している。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を申立事業所の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。